

武豊町民会館の設置及び管理に関する条例が平成29年8月1日より改正されます (交付日 平成28年12月20日)

改正後							改正前							
別表第1 (第13条関係)							別表第1 (第13条関係)							
町民会館使用料 (単位:円)							町民会館使用料 (単位:円)							
区分			午前	午後	夜間	全日	区分			午前	午後	夜間	全日	
			9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時				9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時	
ホール	輝きホール	平日	14,700	20,100	24,000	52,900	ホール	輝きホール	平日	12,300	16,800	20,000	44,100	
		土・日曜日及び祝日	17,800	24,100	28,300	63,200			ホール	響きホール	平日	5,700	7,800	9,600
	響きホール	平日	7,400	10,100	12,400	24,800	ホール	響きホール			土・日曜日及び祝日	6,500	9,000	11,000
		土・日曜日及び祝日	8,400	11,700	14,300	28,500			楽屋 (1室当り)	200	300	300	700	楽屋 (1室当り)
楽屋 (1室当り)			200	300	300	700	楽屋 (1室当り)			500	600	700	1,600	
ギャラリー			1,600	2,100	2,200	5,500	ギャラリー			1,200	1,500	1,600	4,300	
創作工房			1,600	2,200	2,600	6,100	創作工房			1,200	1,600	1,900	4,700	
情報考房			1,600	2,200	2,600	6,100	情報考房			1,200	1,600	1,900	4,700	
練習室			1,900	2,600	3,200	7,200	練習室			1,400	1,900	2,300	5,600	
スタジオ			1,200	1,600	1,800	4,600	スタジオ			1,200	1,600	1,800	4,600	
ミーティングルーム		1	500	700	700	1,700	ミーティングルーム		1	400	500	600	1,500	
		2	500	700	700	1,700			2	400	500	600	1,500	
		3	300	400	400	1,100			3	300	400	400	1,100	
和室 (水屋含む)			1,600	1,900	2,200	5,400	和室 (水屋含む)			1,200	1,400	1,600	4,200	
共有スペース (上記に掲げるもの以外)			1平方メートル1時間につき 2円				共有スペース (上記に掲げるもの以外)			1平方メートル1時間につき 2円				

武豊町民会館の設置及び管理に関する条例の別表第1を上記のとおり改め、平成29年8月1日から施行します。ただし、経過措置として施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、当該許可に係る使用料について改正前の武豊町民会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても改正後の武豊町民会館の設置及び管理に関する条例に定める額を徴収いたします。

武豊町民会館事務長